



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 一 正 蒲 鉾 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 野崎 正博
(コード番号 2904 スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員
コーポレート事業統括本部長 高島 正樹
(TEL 025-270-7111)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び 定款変更(商号及び事業目的の一部変更)に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 14 日付で、2027 年 7 月 1 日を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しています。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の 100%子会社との吸収分割契約締結を承認すること及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします(係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。)。また、2026 年 5 月 14 日公表の「会社分割による持株会社体制移行及び子会社(分割準備会社)の設立に関するお知らせ」において未定であったもので、今回確定した項目につきましても、併せてお知らせします。

本件分割後の当社は、2027 年 7 月 1 日付(予定)で商号を「一正ホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更)につきましては、2026 年 9 月 29 日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としています。

なお、本件分割は、当社の 100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、創業以来「おいしさと健康」を追求し、かまぼこをはじめとする水産練り製品の製造・販売を中心に事業を展開してまいりました。また、ここ数年では近接領域の開発や海外展開などを通じて、事業領域の拡大にも取り組んでいます。

一方、水産練り製品業界では、近年、企業の倒産や売却など業界再編の動きが見られ、今後は他業界も巻き込んだ合従連衡が進む可能性があり、競争環境は大きく変化していくことが想定されます。こうした事業環境認識のもと、当社は業界再編や市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築し、グループ経営の最適化を図ることを目的として、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制へ移行することで、グループ全体の経営資源の最適配分や事業ポートフォリオの再構築を進めるとともに、M&A や業務資本提携、組織再編を機動的に実行することが可能となり

ます。さらに、各事業会社への権限委譲を進めることで迅速な意思決定を実現することに加え、次世代経営人材の育成や従業員の士気向上を通じて組織の活性化を図り、グループ全体の企業価値向上を目指します。

1. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	2026 年 5 月 14 日
分割準備会社の設立	2026 年 7 月 1 日
吸収分割契約承認取締役会	2026 年 8 月 7 日
吸収分割契約締結	2026 年 8 月 7 日
吸収分割契約承認時株主総会	2026 年 9 月 29 日（予定）
吸収分割の効力発生日	2027 年 7 月 1 日（予定）

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社100%出資の分割準備会社である一正蒲鉾分割準備株式会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とし、当社の事業のうち、水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持します。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である一正蒲鉾分割準備株式会社は、本件分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

一正蒲鉾分割準備株式会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に定めるものを当社から承継いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本件分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しています。

2. 本件分割の当事会社の概要

[当事会社の概要]

	分割会社 2026 年 6 月 30 日現在	承継会社 2026 年 7 月 1 日設立時現在
(1) 名称	一正蒲鉾株式会社	一正蒲鉾分割準備株式会社
(2) 所在地	新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地	新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野崎 正博	代表取締役 野崎 正博
(4) 事業内容	水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売	水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売
(5) 資本金	940 百万円	50 百万円
(6) 設立年月日	1965 年 1 月	2026 年 7 月 1 日
(7) 発行済株式数	18,590,000 株	1,000 株
(8) 決算期	6 月末	6 月末
(9) 大株主及び持株比率	(有) ノザキ 30.99% 東京中小企業投資育成 (株) 5.88% 野崎正博 2.82% サトウ食品 (株) 2.78% 川口栄介 1.77% 日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口) 1.72% 日本生命保険相互会社 1.39% みずほ信託 (株) (亀田製菓退職給付信託口) 日本カストディ銀行 (株) 1.36% 農林中央金庫 (株) 日本カストディ銀行 (信託 E 口) 1.14% 1.07%	一正蒲鉾株式会社 100%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役 1 名を派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2026 年 6 月期)		
純資産	14,025 百万円 (単体)	50 百万円 (単体)
総資産	29,632 百万円 (単体)	50 百万円 (単体)
一株当たり純資産	765.29 円 (単体)	50,000 円 (単体)
売上高	35,067 百万円 (単体)	-
営業利益	594 百万円 (単体)	-
経常利益	121 百万円 (単体)	-
当期純利益	▲3 百万円 (単体)	-
一株当たり当期純利益	▲0.18 円 (単体)	-

(注)1.分割会社は、2027 年 7 月 1 日付で「一正ホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

2.承継会社は、2027 年 7 月 1 日付で「一正蒲鉾株式会社」に商号変更予定です。

3.承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

[分割する事業部門の概要]

(1) 分割する部門の事業内容

効力発生日において、当社に属する水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売事業

(2) 分割する部門の経営成績(2026 年 6 月期実績)

	分割事業 (a)	当社実績(単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	35,067 百万円	35,067 百万円	100%
売上総利益	594 百万円	594 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2026 年 6 月 30 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	8,281 百万円	流動負債	8,179 百万円
固定資産	17,799 百万円	固定負債	6,486 百万円
合計	26,080 百万円	合計	14,665 百万円

(注) 1.上記金額は 2026 年 6 月 30 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

3. 本件分割後の状況(2027 年 7 月 1 日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1)名称	一正ホールディングス株式会社 (2027 年 7 月 1 日付で「一正蒲鉾株式会社」より商号変更予定)	一正蒲鉾株式会社 (2027 年 7 月 1 日付で「一正蒲鉾分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2)所在地	新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地	新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 野崎 正博	代表取締役 野崎 正博
(4)事業内容	グループ会社の経営管理など	水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売
(5)資本金	940 百万円	50 百万円
(6)決算期	6 月末	6 月末

4. 今後の見通し

承継会社は、当社の 100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅱ. 定款の変更

1. 定款変更の目的

上記持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の定時株主総会における承認及び吸収分割の効力が発生することを条件として、当社定款第1条に定める商号を「一正ホールディングス株式会社」に変更し、第2条に定める事業目的を、持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	2026 年 9 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	2027 年 7 月 1 日(予定)

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条	第 1 条
当社は、 <u>一正蒲鉾株式会社</u> と称する。	当社は、 <u>一正ホールディングス株式会社</u> と表示する。
英 文 で は <u>ICHIMASA KAMABOKO CO.,LTD.</u> と表示する。	英 文 で は <u>ICHIMASA HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条	第 2 条
当社は、 <u>次の事業を営む</u> ことを目的とする。	当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当する者を含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する</u> ことを目的とする。
1～10（記載省略）	1～10（現行どおり）
(新設)	(1 1) 倉庫業
(新設)	(1 2) 一般貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
(新設)	(1 3) 食料品の冷凍、冷蔵および配送業務
(新設)	(1 4) 食品の輸出入業務
(新設)	(1 5) 水産物の加工販売
(新設)	(1 6) 冷凍食品の製造販売
(新設)	(1 7) 飲食店の経営
(新設)	(1 8) 不動産の売買、賃貸および管理業
(新設)	(1 9) 前各号に関するコンサルティング、人材育成および技術指導
(新設)	(2 0) 前各号の製品の製造およびサービスの提供に伴う副産物の販売
(1 1) 前各号に附帯する一切の業務	(2 1) 前各号に附帯する一切の業務
(新設)	2. 当社は、前項各号に掲げる事業およびこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる
第 3 条～第 3 9 条 （条文省略）	第 3 条～第 3 9 条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u> (効力発生日) 第 40 条 第 1 条 (商号) および第 2 条 (目的) の変更は令和 8 年 9 月 2 9 日開催の定時株主総会に付議される持株会社体制への移行に伴う当会社子会社との吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されることおよび上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割契約に定める効力発生日 (同契約の定めに従い変更された場合には、変更後の日) に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。